

令和元年度大阪府公衆浴場入浴料金審議会議事録

と き 令和元年7月16日(火曜日)
15時30分から17時30分
ところ プリムローズ大阪3階「高砂東の間」

事務局

本日は、皆様、大変お忙しい中、大阪府公衆浴場入浴料金審議会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

私は、大阪府健康医療部環境衛生課の浅野でございます。

本日の会議の審議に入らせていただきます迄の間、進行役を務めさせていただきます。

どうぞよろしく願いいたします。

早速ですが、本日の配付資料の確認をさせていただきます。

お手元の資料の上から順にご覧いただきたいと存じます。

一番上が、次第・委員名簿・配席図の3枚ものとなっております。

次に、「平成29年大阪府公衆浴場基礎調査結果資料」、「令和元年度大阪府入浴料金審議会追加参考資料」となっております。

過不足がございましたらお申出ください。

本日、ご出席いただきました皆様には、本審議会規則第2条第2項に基づき、本審議会委員にご就任いただいております。

それではご出席の委員の皆様をご紹介させていただきます。

お手元の委員名簿と配席図をご参照願います。

まず、学識経験者委員から摂南大学経営学部教授 高尾委員でございます。

関西大学経済学部教授 菅田委員でございます。

公認会計士の 見鳥委員でございます。

元産経新聞記者で、フリージャーナリストの細見委員でございます。

次に、営業者代表の委員でございます。

大阪府公衆浴場業生活衛生同業組合理事長 宮前委員でございます。

大阪府公衆浴場業生活衛生同業組合副理事長 土本委員でございます。

大阪府公衆浴場業生活衛生同業組合常務理事 北出委員でございます。

続いて、利用者又は消費者代表の委員でございます。

なにわの消費者団体連絡会 幹事 中村委員でございます。

大阪母親大会連絡会 委員長 松永委員でございます。

次に、関係行政機関から大阪市健康局生活衛生担当部長 川人委員でございます。

事務局

本日は御欠席でございますが、学識委員として、大阪大学大学院経済学研究科教授 椎葉委員、利用者又は消費者代表の委員として、日本労働組合総連合会大阪府連合会執行委員 松井委員、市町村長委員として阪南市長の水野委員、島本町長の山田委員にご就任頂いております。

続きまして、事務局の大阪府でございますが、

大阪府健康医療部環境衛生課 木村課長でございます。

大阪府健康医療部環境衛生課生活衛生グループ 吉田総括主査、浅野でございます。

それでは、会議開催にあたりまして、大阪府健康医療部環境衛生課 木村課長より、ごあいさつを申し上げます。

木村課長

大阪府健康医療部環境衛生課長の木村でございます。

本日は大阪府入浴料金審議会の開催にあたりまして、一言ごあいさつを申し上げます。委員の皆様方におかれましては、日頃から府政の推進に格別のご理解を賜り、厚くお礼申し上げる次第でございます。また本日は何かとご多忙の中、審議会ご出席を賜りまして誠にありがとうございます。御承知のとおり、公衆浴場は自家風呂を持たない方々に入浴の機会を提供いたしますと共に、自家風呂を持っている方々にも地域に密着したふれあいの場として、憩いと安らぎを与えるなど国民生活の充実に大きな役割を果たしているところでございます。特に昨年は、自然災害が多数ございましたが、大阪北部地震発生時には、入浴困難な被災者の皆さんに対しまして、無料で銭湯開放などの実施をされ、生活衛生の向上のみならず、地域社会におけるコミュニティの柱として重要度が再認識されたところでございます。しかしながら、今日の公衆浴場業におきましては入浴者数の減少や営業収入の減少、そして経営者の高齢化など一般公衆浴場を取り巻く環境は依然として厳しいものがございます。また、**10月1日**には消費税率が**10%**になることが予定されており、一般公衆浴場の経営に影響があるのではないかと考えているところでございます。本審議会は、物価統制令により指定をした一般公衆浴場の入浴料金の改定の要否並びにその必要がある場合における改定額につきまして審議をいただく場でございます。一般公衆浴場の経営の安定と、利用者、消費者の利益の擁護という双方の観点から、十分にご審議をいただきますようお願い申し上げます。簡単ではございますがご挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくようお願い申し上げます。

事務局

それでは、只今から「令和元年度大阪府公衆浴場入浴料金審議会」を

事務局 開会いたします。本日は、委員総数 **14** 名中、ご出席は **10** 名であり、委員の2分の1以上がご出席ですので、審議会規則第4条第3項により、本審議会は、有効に成立しておりますことをご報告いたします。

なお、本審議会は公開のうえ、開催しておりますことを併せてご報告いたします。

次に審議に先立ちまして、審議会規則第3条に基づき、審議会の会長の決定と、会長から会長代理の指名をお願いしたいと思います。

いかがさせていただきますでしょうか。

菅田委員 会長には、本委員として、永年のご経験をお持ちの高尾委員がよろしいのではないのでしょうか。

事務局 只今、高尾委員を推すご意見がございましたが、皆様よろしゅうございますでしょうか。

<反対意見なし>

事務局 それでは、高尾委員に会長をお願いしたいと存じます。高尾委員には会長席へお移りいただき、続いて、会長代理の指名をお願いいたします。

高尾会長 ただ今、ご推薦により会長の任にあたることになりました高尾です。本審議会は、大阪における一般公衆浴場の入浴料金を審議することを本務としておりますが、公衆浴場業を取り巻く経営環境、経済環境は、様々な課題を含んでおり、以前にもまして委員の皆様方のご協力が必要であると考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは、審議会規則第3条第3項に基づき、会長の職務の代理をお願いする委員を、私の方から指名させていただきます。

本日はご欠席ではありますが、椎葉委員をお願いしたいと思います、よろしいでしょうか。

<反対意見なし>

事務局 それでは会長代理のご指名が終わりましたので、続きまして、「公衆浴場入浴料金の指定等について」の知事からの諮問書を会長にお渡しいたします。

事務局 それでは、審議に入って頂きたいと存じます。
ここからの進行につきましては、審議会規則第4条第1項の規定によりまして、高尾会長にお願いいたします。高尾会長よろしくお願いいたします。

高尾会長 先ほど知事から現行入浴料金の改定の要否について、本審議会に対して諮問いただきました。入浴料金については、平成**26**年4月**16**日の改定以降据え置きとなっております。料金改定の要否について、燃料費や上水道料金、人件費など、公衆浴場経営の状況のコストの面を把握し、入浴料金収入と収支を見定め、物価変動や社会・経済情勢も勘案し、改定額など審議を進めるところです。つきましては、本日の議案として「基礎調査結果の報告」「経営状況調査を行う標準公衆浴場の選定方法」「今後の審議会の進め方」
この3議題について議事を進めたいと思います。
まず、はじめに基礎調査結果について、事務局から報告願います。

事務局 それでは平成**29**年の大阪府公衆浴場基礎調査の結果報告をさせていただきます。
この調査は、府内の公衆浴場組合員**423**名の経営者の方に調査票を配付し、収入、経営形態、使用燃料、使用水量等についてご回答いただいたものをとりまとめたものであります。「平成**29**年大阪府公衆浴場基礎調査結果」と記載されました冊子をご覧ください。
それでは、資料の1ページをご覧ください。
1ですが、平成**30**年**3**月**31**日現在の大阪府の公衆浴場の施設数及び組合員数を記載しています。黒枠で囲んでいるところをご覧ください。
一般公衆浴場数ですが、平成**29**年の欄をご覧ください。府内全体で**579**施設うち**423**施設が組合員数で大阪市内が**320**施設、大阪市外が**259**施設という状況です。一般公衆浴場における組合加入率は、平成**29**年は**73.1%**でございます。
次に**2**に公衆浴場組合員数一覧を示しています。一番下の黒枠内をご覧ください。大阪市内が**248**施設、大阪市外が**175**施設という状況でした。
2ページ目をご覧ください。3の調査対象施設・回収率等を記載しています。今回の調査では、**423**施設のうち**325**施設に回答をいただきまして、回収率**76.8%**でございます。
続きまして**4**の基礎調査項目でございます。(1)～(8)までありまし

事務局

て(1)から経営主体、申告の種類、年間収入、燃料の種類及び燃料費、使用水の種類及び水道料金、経費として、電気料金、借地または借家料、人件費、従業員数、入浴者の割合について調査を行っています。

なお、参考として18ページに実際に使いました料金算定基準基礎調査の調査票を添付しております。

5の基礎調査結果でございます。

次ページの平成29年基礎調査結果(市町村別施設状況)をご覧ください。先ほどご説明しました項目のうち、(6)経費を除いた項目の市町村別に一覧にまとめました。

まず、施設数ですが、大阪市が509施設で府全体1,029施設の半数を占めています。次に東大阪市が68施設、続いて堺市56施設、豊中市35施設となっています。

その他の項目につきましては、ご覧のとおりです。

続きまして4ページをご覧ください。6基礎調査結果の項目別の状況を示しています。

(1)の経営主体です。黒枠内をご覧ください。

個人営業が325施設中256施設で78.8%を占めています。法人営業は69施設で21.2%でした。

続いて(2)の申告種類です。同じく黒枠内をご覧ください。

325施設中96.9%の314施設が青色申告、3.4%の11施設が白色申告でございました。

次に(3)の年間収入です。

アは、入浴料金みの年間収入でございます。黒枠内をご覧ください。全体325施設で約48億6,600万円、1施設あたり平均が約1,500万円でした。

イは、入浴料金外の年間収入でございます。

全体325施設で6億8,600万円、1施設あたり平均が約200万円でした。

続いて5ページをご覧ください。(4)使用燃料の区分でございます。黒枠内をご覧ください。

重油のみ使用している施設が325施設中78施設で24.0%、重油と重油以外の燃料(代燃)を併用して使用している施設が65施設で20.0%、重油以外の燃料のみを使用している施設が182施設で56.0%でした。

アをご覧ください。今ご説明させていただきました重油以外の燃料ですが、ガス、廃油、廃材、電気等を単独又は併用して使用しており、それぞれ使用している施設数は記載しているとおりです。

事務局

イをご覧ください。黒枠内をご覧ください。

燃料費ですが重油のみ使用している施設が **78** 施設で約 **2 億 700** 万円。**1** 施設あたり **266** 万円、重油と代燃を併用している施設が **65** 施設で **1 億 600** 万円。**1** 施設あたり **164** 万円、代燃のみを使用している施設が **182** 施設で約 **3 億 3,300** 万。**1** 施設あたり **183** 万円、全体で **1** 施設あたり **199** 万円の使用という状況でした。

続いて **6** 頁をご覧ください。(5) 使用水の状況でございます。黒枠内をご覧ください。

上水道のみを使用している施設が **325** 施設中 **287** 施設で **88.3%** という状況でした。上水道と井戸水を併用している施設が **325** 施設中 **36** 施設で **11.1%**、井戸水のみを使用している施設が **4** 施設で **0.6%** でした。

続いて※の水道使用料金ですが黒枠内をご覧ください。

こちらの値については、上水道のみと上水道と井戸水併用施設に **323** 施設の集計となります。

上水道のみ使用している施設の合計が **287** 施設で **2 億 6700** 万円、**1** 施設あたりの平均が **93** 万円、井戸水を併用している施設 **36** 施設で **1971** 万円、**1** 施設あたり **55** 万円、全体の **323** 施設では、**2 億 8645** 万円、**1** 施設あたり約 **89** 万円という結果でした。

続いて **7** ページをご覧ください。(6) の従業員の状況でございます。黒枠内をご覧ください。

全体の **325** 施設での従業員の合計が **1123** 人で **1** 施設あたりの平均が **3** 人という結果でした。

次に (7) の利用者区分の状況をご覧ください。

大人 (**12** 才以上) が **93%**、中人 (**6** 才以上 **12** 才未満) が **4%**、小人 (**6** 才未満) が **3%** という状況でした。

次に (8) **1** 日の利用者数の状況をご覧ください。

1 日の利用者数は、年間収入を年間営業日数 **312** 日で割り、さらに大人料金 **440** 円で換算して算出しています。

全体の **325** 施設での **1** 日利用者数の合計は **35,440** 人で **1** 施設あたりの平均は **109** 人という結果でした。

続きまして **8** ページをご覧ください。

利用人数階層別状況です。上水道のみ、青色申告を行っている **217** 施設を対象に、先ほどの **1** 日利用者数を各施設 **50** 人ごとの階層に区分して、重油等の燃料別に集計をしています。

黒枠内をご覧ください。個人営業では、**51** 人~**100** 人の区分の階層が一番多く、合計 **104** 施設でございました。

事務局

法人営業では、**151人~200人**の区分の階層が一番多く、合計**18**施設でございました。

9ページをご覧ください。

全体では、**51人~100人**の区分の階層が一番多く、合計で**120**施設ございました。その他の階層別の数値についてはご覧のとおりです。

次に**10**ページをご覧ください。

8番として平成**28**年と**29**年の基礎調査結果の比較をしています。

これは、平成**28**年調査時と平成**29**年調査の両方でご回答いただいた**308**施設での比較になります。

まずは、(1) 1日の利用者数ですが、平成**28**年は**110**人、平成**29**年は**109**人と1名マイナスでした。

次に(2) 年間収入(売上)ですが、平成**28**年の平均が**1510**万円、平成**29**年は約**1,500**万円とマイナス約**11**万円でした。

売上げの分布としては、下の棒グラフをご覧ください。平成**28**年が**1,001**万~**1,500**万円が**1**番多かったのに対し、平成**29**年は、左にスライドし、**501**~**1,000**万円の施設が**1**番多い状況となっていました。

次に(3)の年間収入の増減ですが、減収となった施設が**89**施設**61%**を占めていました。一方で**38%**の**116**施設が増収となっている状況でした。

次に**11**ページをご覧ください。

ア 売上が減少した**189**施設の年間収入(売上)の減少幅ですが、マイナス**1**~マイナス**100**万円の施設が多い状況でございました。

次にイ 年間収入(売上)の増加した**116**施設では、**1**~**100**万円の施設が一番多い状況でした。

12ページをご覧ください。(4)燃料費の比較です。

アの種別施設数ですが、平成**28**年に燃料の区分の未回答施設があり、**307**施設となっています。重油のみが平成**29**年**77**施設の**3**施設増加、重油と代燃併用が平成**29**年**61**施設とマイナス**9**施設、代燃のみが**170**施設と**7**施設増加しました。

次にイの燃料費の比較ですが平成**28**年と平成**29**年では、ほぼ横ばいであり、全体で1施設あたり**50**円の増加という結果でした。

次に(5)上下水道料金の比較です。

1施設あたりの上下水道使用料金についても同様にほぼ横ばいであり、**1**施設あたりマイナス**60**円という結果でした。

次に(6)従業員数の比較です。

従業員は平成**28**年と平成**29**年は変わらず**3**人という結果でした。

事務局

次の **13** ページからの説明の前に、これまでの入浴料金の算出方法について説明させていただきます。

「令和元年度大阪府入浴料金審議会追加参考資料」の **1** ページをご覧ください。

入浴料金は、記載しておりますとおり、総括原価方式で算出してまいりました。

まず、前年度基礎調査をもとに標準施設サンプルを **70** 施設抽出し、青色申告書の内容をもとに経営コストにかかるデータを整理し、標準施設の平均必要経費を算出します。

次に消費者物価等、現在の情勢分の要素を（**2**）で算出した平均必要経費に加えて推定経費を算出します。

最終、推定売上と推定経費の差額を現在の売上に加えて、かつ **1** 日の利用者数で除した値を **1** 日の一人あたりの利用料金として算出しています。算出にあたり、必要な調査項目と致しましては、厚生省通知に基づいて行っており※の支出調査項目となっています。

「平成 **29** 年大阪府公衆浴場基礎調査結果資料」の **13** ページにお戻りください。平成 **25** 年以降の、上水道のみを使用しかつ青色申告の施設を対象に、一日の大人の入浴者数を **50** 人ごとの階層に区分し、上に個人経営、下に法人経営に整理したものです。

大阪府では、前回平成 **25** 年度の料金改定の審議会以降は、毎年の基礎調査結果を基に事務局で前回の審議会での「標準浴場の選定方法」である、全ての階層から **70** 施設を抽出し、公衆浴場入浴料金改定の検討の資料を作成してまいりました。

14 ページをご覧ください。平成 **29** 年の基礎調査を基にした選定分布です。平成 **29** 年の基礎調査をもとに、個人法人、階層、燃料別の割合とほぼ同じ割合で、**70** 施設を選定しております。**15** ページをご覧ください。選定しました **70** 施設のうち、個人経営総収支実績表です。

階層が大きくなるほど収益合計が増え、営業費用合計も大きい傾向になっています。

16 ページに法人経営の総収支の実績表を掲載しています。法人についても同様の傾向です。

17 ページの「公衆浴場の入浴料金改定の検討」の説明する前に「令和元年度大阪府入浴料金審議会追加参考資料」**2** ページをご覧ください。「**1** 日の大人一人あたりにかかる営業費用の計算方法」を記載しております。まず、年間の入浴料金収入を年間営業日数 **312** 日と現行の大人の **1** 日入浴料金 **440** 円で割りますと、**1** 日の大人に換算しました入浴者数が

事務局

計算されます。1年間の営業費用を年間営業日数**312**日と(1)で計算しました入浴者数で割りますと1日の大人一人あたりにかかる営業費用が計算されます。

「平成**29**年大阪府公衆浴場基礎調査結果資料」**17**ページにお戻りください。

この計算方法により平成**29**年実績をもとに計算した結果、大人一人あたりの営業費用は**436.5**円という結果でございました。

もう一度「追加参考資料」3ページをご覧ください。

平成**25**年**12**月**25**日に出されました厚生労働省の通知文、下記1に記載されておりますとおり、入浴料金の統制額には消費税が含まれております。

ご承知のとおり、消費税は、売上げに対して現在、**8%**分を国及び地方に納めることとなります。消費税は消費者が負担し事業者が仕入れにかかった消費税額を控除して納税するという間接税となっております。

売上げが**1,000**万円以下の事業者は消費税の納付が免除されます。ただし、仕入れ額にかかる消費税分は仕入れ時に支払うこととなります。

また、年間売上が**5,000**万円以下の場合、簡易課税制度とって仕入控除について、仕入れ額に関係なく、一律、みなしの仕入れ率**50%**を適用する制度を選択することもできます。

もう一度**17**ページの「平成**29**年大阪府公衆浴場基礎調査結果資料」にお戻りください。

今回選定した**70**施設では、営業収入が**1,000**万円以下が**12**施設、簡易課税制度を選択している施設が**34**施設、一般課税の施設が**25**施設でした。

営業費用の内、消費税対象項目に※(アスタリスクマーク)や公租公課について、簡易課税制度として消費税を平成**29**年実績**8%**から**10%**に換算しなおしたものが(B)列となります。その場合の大人一人あたりの営業費用は**444.5**円という結果で、現在の入浴料金**440**円を上回っております。

また、本基礎調査は平成**29**年実績ですが、これら人件費、重油価格の増加率、電気料金などの変動要素を平成**30**年度時点について反映して、消費税**10%**として換算したものがE列となります。その場合の大人一人あたりの営業費用は**454.5**円という結果でした。

なお、人件費、重油価格の変動として「平成**29**年大阪府公衆浴場基礎調査結果資料」**20**ページ、**21**ページに参考資料を添付しております。

また、**19**ページに全国の公衆浴場入浴料金統制額を添付しています。神

事務局 奈良県が大人料金 **470** 円で一番高く、大阪府は **440** 円と **4** 番目の高さとなっています。

22 ページに公衆浴場補助対策等についても、参考に添付しております。平成 **29** 年基礎調査結果についての説明は以上です。

高尾会長 ただいま、事務局より報告があったわけですが、これについて何かご不明な点等意見はありますか。

細見委員 **19** ページ、全国では浴場数としては大阪が一番多いのですね。東京が **561**。大阪は全国で一番多いですね。

事務局 平成 **30** 年3月の状況ですので、**31** 年の時点ではこのような結果になっております。普通公衆浴場数ということですので、公共などを含む数になります。よく東京と大阪が均衡しています。

高尾会長 ただいま事務局が平成 **29** 年の基礎調査をもとに **70** 施設を抽出し、算定された結果ではありますが、抽出方法や算定方法については、前回審議会の方針や国の通知に基づき実施されており、今回審議で直接参考にすべき経営状況調査はまだ、実施されていませんが、入浴料金額の算定要否について、特に消費税増税に伴う料金改定については、議論できる資料と思います。そのうえで、ご質問いただきましたデータの結果を踏まえますと浴場の経営状況は厳しく、現行の入浴料金のままで、消費税が増税した場合には、公衆浴場の経営状況の厳しさは増すことが伺えます。本件資料は平成 **30** 年までの状況ですが、令和元年の今現在までの、人件費や重油料金などの変動などはどうですか。

事務局 「追加参考資料」**4** ページをご覧ください。
人件費、重油増加率、電気料金増加率を令和元年5月までのデータで再度算出した場合、E列となります。その場合の大人一人あたりの営業費用は **455.9** 円という結果でした。なお、こちらの算定にあたりましては人件費、重油価格の変動として「追加参考資料 **3** の」**6** ページ、**7** ページに添付しております。
また、今後の景気動向の参考に大阪市の「消費者物価指数」を **8** ページに添付しております。

高尾会長 燃料費、物価なども緩やかな上昇傾向であり、水道料金は消費税増税に伴い、転嫁されるわけですね。

私としては、事務局が作成してくださった詳細なデータ、令和元年の今日の状況を踏まえ、入浴料金に対し消費税増税分 **10** 円の料金改定は必要と思いますし、改定時期については **10** 月 1 日改定が望ましいと思いますがいかがでしょうか？

見鳥委員 この資料で提示される限り消費税が **10%** に上がった場合は、料金は検討しなければいけないと思いますけれども、ただ **70** 施設の選定の基準はどうなのかなと個人的には思います。

先ほどの説明の中で、最初の **4** ページ、**29** 年の資料の中で項目別基礎調査結果として、個人が **8** 割・法人が **2** 割で集計されたと思いますが、お風呂の数が減ってきているとなれば、個人と法人の割合は変わってくるのではないかと。また、それによって集計される数値も、多少なりともずれてくるのではないかと。もう少し厳密な数値がそこで算出されるのではないかという気はしています。例えばこの割合を過去三年間の平均を取って、個人と法人の集計割合、集計施設を抽出して出すとか、もう少し厳密なやり方をされたらいいのではないかと思います。

高尾会長 **70** 施設の選出は、全体の母集団の割合に応じて、その都度のデータで行っています。

見鳥委員 その中での個人と法人の割合についてはどうでしょうか。

事務局 今は、個人と法人の基礎調査の結果の割合で、**70** 施設の個人法人の割合を算定しております。その基礎調査結果の分布割合です。

松永委員 前任の方から平成 **26** 年 3 月 **27** 日に行われた議事録を見させていただき、その中に前任の田川委員が中学生の料金についての提案をし、細見委員から共感の意見をいただいたとありました。これについては、組合の方からも組合でも論議していますということが載っていたのですが、その結論といいますか、それは大人中人子供という風な料金の、もう一つ枠を作ったらどうだろうかというような具体的な案だったかと思いますが、いかがだったのでしょうか。

高尾会長 私の記憶では、大人料金をだいぶ値上げをした中で、ただ中人とか小

人の料金はできるだけ据え置くようにというご指摘が先輩の委員の方からありましたので付加考慮し、できるだけ上げないようにしたかと思えます。

松永委員

中学生の **12** 歳からの方というのは第二次性徴期ですから、大人に入る入らないのちょうど中間ですよ。ということになりますと、中学生に入ってすぐ大人の扱いというのは一般的、社会的にはしない年代の時ですから、中学生であることでくくって、大人の **440** 円よりはもう少し安くできるというようなことを、組合のほうからもそのことについては論議しますというような内容も議事録となっております、理事会で検討していく段階にしておりますとなっておりますが、その後はいかがですか。

宮前委員

自主的に **300** 円で中学生を入れられてる施設もございます。自主的ですけど。ただ中学生の場合は3年間だけですので、絶対数でいうと非常に少ない。それと、本人が中学生といえば中学生で入っていただいています、中学 **3** 年生と高校 **1** 年生の違いが判らない。また、生徒手帳を持参されたら中学生として **300** 円のところもある。その辺の判断が難しい。体大きいですからね。自主性にお任せしている。だから、すべてのお風呂屋さんで中学生料金を導入されている訳ではありません。地域によりますが、中学生の方が非常に少ないところもあり、そこでは導入されていないと。比較的多い地域では導入されている方もいらっしゃる。導入されているところにおきまして、生徒手帳を持参していただいているお店もありますし、私共みたいに本人が中学生といえば中学生料金で入っていただくということもあります。

松永委員

それはこの料金の枠の中に入れるというような案があるということですよ。自主的な取り組みということでの。子供という枠の中に入れないということになるんですね。

事務局

物価統制令で、大人中人小人という枠が一定決まっております。先ほど組合の理事長からもお話があったように、大人の上限が **440** 円とするので、それを自主的な中で上げるのは難しい。下げてくださいことについての縛りはないんですけど、統制額の中でその規定を設けるというのはできかねるかなと。

松永委員 努力してくださってるというのはよくわかりました。ありがとうございます。
います。

細見委員 お風呂・銭湯がコミュニティの中心となって、皆さん頑張っていた
いてるという要素がありますね。ただこれで見ると中人は4%です
か？

土本委員 非常に少ないですね。うちでも中学生料金を設定したので、我々も期
待していたんです。小学生料金から大人になって、急にばたっと来なく
なるので、中学生料金にすることによって入浴回数が増えてくれないか
など。けれども、みんな勉強が忙しいんですかね、ほとんど変わらない。
需要がなかったということです。

宮前委員 小学生までは親御さんがついてこられる。ところが中学生になると親
と一緒にこなくなる。だから中学生は3年間だけで、期待値が少ないで
すね。ですから実際には中学生だけで来られる方は少ないという状況に
なっている。

松永委員 遊び感覚で、夏場なんかは家族でよく銭湯へ行っていました。ご近所
でも風呂屋が無くなって、行くとなったら、隣の区まで行っています。
やっぱり子ども食堂などでもそうですが、貧困と格差が見せつけられる
ようなものは嫌というのは、子供の心の中にはあるのではないかと思
います。親御さん達にはおそらくそういうのを見せないというか、子供が
親御さんにわかる態度は示されないのではないかと思います。お風呂屋
に行かなくても、他の方法で、シャワーや水を浴びるなど、お風呂屋さ
んに行ってお風呂がないという自分の家庭の事情をさらしたくないと
いうのを聞いたことがあります。小さいときだったら親御さんについて
いくのは普通。大人になって自分がそういう家庭にいるということは体
験したくないというか、第二次性徴期のお子さんにしてみたら起こりう
ることかなと思う。今銭湯をご利用になっておられる方の中には、ご高
齢の方と経済的な問題で家にお風呂のない生活を強いられるという状
況の中の方もいらっしゃると思う。ですから450円になるということ
は、たかが10円かもしれないけれど、負担になることは事実だと思
います。私は消費者の立場から消費税増税分は何とか行政で補填できな
いかという気持ちを強く持つ者です。消費税増税は他にも負担が大きく、
生活につながることなので、できるならば消費税増税してほしくない

思います。

川人委員 確認ですが、先ほど高尾会長がご提案された内容ですが、17ページのE列の大人一人あたり**454.5**円になるところの「**4**円」は四捨五入して**450**円ということで**10**円値上げということでのご提案ということですのでよろしいですね。大人料金だけの分ということでもよろしいですね。

高尾会長 そうですね。

川人委員 **17**ページの上に中人は**150**円・小人は**60**円で、それぞれに対して値上げするということですか。

高尾会長 それはこれから議論していきます。

川人委員 それであれば、私は会長のご提案は妥当な線かなと考えます。

高尾会長 委員として本日出席いただいている、大阪府公衆浴場業生活衛生同業組合理事長である宮前委員、いかがでしょうか？

宮前委員 公衆浴場業界は、厳しい経営状態が続いています。また、燃料費は平成**30**年**10**月以降、下がっていますが、その後上昇傾向にあり、物価も若干ではありますが上がってきております。それに加え、水道料金をはじめ、経費に関わるものも消費増税分が転嫁されます。お客様に負担をかけることは心苦しいが、消費税分となる**10**円の値上げを**10**月1日の改定時期に合わせて入浴料金も改定してほしいと思います。

高尾会長 いかがでしょうか委員の皆さん。

松永委員 よくわかります。廃業される時に業者さんにお聞きしますと、一番最初におっしゃるのは燃料費の高騰で、それから重油を買いにくい。「年いったら届けられへんのや」とか「車がないとあかんのや」と。**2**番目におっしゃるのは後継者。「わしら夫婦でやった後を継げる続ける息子達も帰ってこない」等、言ってみれば、成り立っていないから引き渡せないということだと思います。その辺も、高くなったら利用者が減っていく、そうしますと経営にも影響していく悪循環に繋がるなと思います。

もうひとつ、私はたまたまクリニックで働いておりますが、そこにいらっしゃる方が、銭湯でのコミュニケーションの話をよくなさるんですが、やっぱり裸での付き合いですから、みなさん平等といいますか、忌憚のない色んな話ができ、そこで輪ができるんですよね。年に2回ほどそこでお会いする方たちで、バス旅行を参画されて。そんな風なコミュニティが出来ているというのはすごいなと思いながら聞かせてもらうことがあります。ですから、銭湯を無くして欲しくないという気持ちも、すごくあります。私たちも子供が小さいときはよく利用しましたしね。

宮前委員

その話はよく聞きますね。高齢者の方は独居の方がおられますから、友達を誘って、銭湯へ行くのが楽しみだということで来られます。また独居の方は家で風呂がある方でも、家に入るのが怖い。事故の可能性がありますから。そういうのが、交通事故死亡者数より多いのは聞いていますので、そういう人のためにも地域の銭湯は必要なんです。そのためにも何とか10円の値上げを、心苦しいですがお願いしたいと思っています。

松永委員

もう少し利用しやすいようにということで、今後のことなどこの場で話し合えたらいいですね。

高尾会長

料金だけでなく、利用方法など大いに利用増につながるのであれば、一層素晴らしいと思います。物価統制令は当初は衛生ということがあったように理解しているのですが、昭和30年前後ですかね。今は衛生というより、みんな町や地域の人が集まってコミュニティの場になさっている。お風呂を契機にして、ベースにして、ぜひ一層有効に利用していただけたらと思っています。

松永委員

私は熊本県出身ですが、前回の地震の時には、地域でお風呂屋さんがあり、すごく助かったと。自衛隊のお風呂も助かったそうですが、一定落ち着いてからは地域のお風呂屋さんが無料で開放してくださったので。お風呂屋さんでゆっくり入ったら本当に命が救われたというか、そのような状況だったので「銭湯って大切だね」という声も聞きました。

北出委員

災害時はうちも無料でやって、そこでアンケート調査をさしていただきました。家にお風呂があるが、そこに水を張っておきたいと。また余

震が来るかもしれない、だから使わないで置いておきたいということも
ありました。

高尾会長 宮前委員をはじめ、皆さんの意見を踏まえまして、消費税増税時期に
合わせて、大人入浴料金を10円値上げすべきと判断する意見がありま
したが、みなさんいかがでしょうか？

松永委員 もしもというより、私は期待が高いですが、消費税が**10%**にならな
ければこの料金（**440円**）ですか。

高尾会長 そうですね。それはまた、もう一度審議やり直しということで、理解
しております。

宮前委員 消費税が上がるということが前提です。

中村委員 **10月**に消費税増税の際にはこの金額（**450円**）とのことで、増税でな
ければ、現行の金額で行くということですね。

高尾会長 また改めて値上げの希望・お話がございましたら、もう一度改めて審
議会をやるということにしたいと思います。

高尾会長 委員のみなさんと、大人入浴料金**440円**を**10月1日**から**10円**値上げ
することの妥当性について、審議することについて賛同がいただけたよ
うです。それでは、今回の審議会では、算定方法については、抜本的な
見直しなどは行わず、「平成**29年**大阪府公衆浴場基礎調査結果資料」の
「**13** 公衆浴場入浴料金改定の検討」**17** ページに準じた算定方法で行う
ということにしますが、よろしいでしょうか？

<反対意見なし>

高尾会長 ありがとうございます。次に第**2**の議題であります、経営状況調査を
行う標準公衆浴場の選定については、事務局で従前の標準浴場選定方法
で算出しておりますが、先ほど見鳥委員からご指摘のあった、どうい
う浴場を選定するのかという点で、方法により金額が変わってまいりま
す。その選定方法について議論したいと思います。事務局からご説明願
います。

事務局

標準施設の選定にあたり、皆様にご意見いただくため、「追加参考資料」5ページの標準施設選定（年別利用者数階層別分）をご覧ください。先ほど、平成**29**年基礎調査結果の報告で、現在の標準施設**70**施設の選定方針について説明させて頂きました。今年度、標準施設を抽出するにあたり、過去からの経過を説明させていただきます。平成**25**年度の入浴料金改定の審議会において、それまで基礎調査の結果をもとに利用者が最も集中している階層を中心に、個人・法人経営について各々、標準公衆浴場を選定する階層の幅を設定し、個人経営から**50**件、法人経営から**20**件を抽出していましたが、利用者人数の減少とともに階層のピークが低い階層に移っていることから、平成**25**年度の審議会では、平成**24**年の基礎調査結果をもとに標準公衆浴場の選定にあたっては、特に利用者数の階層は定めず、個人と法人の比率も、実態に即して個人**56**件、法人**14**件で算出を行いました。その後の事務局で資料作成する場合には、この審議会の方針を参考に、階層を定めず全体の実態に即して算定を行ってまいりました。

平成**29**年基礎調査結果から、事務局で抽出した分布については、基礎調査結果資料**14**ページで先ほど説明させていただいたとおりです。

高尾会長

施設数の減少に関する資料はどちらでしたか。

事務局

「追加参考資料」の9ページをご覧ください。一般公衆浴場施設数の推移を示しております。平成**30**年度末では、全体で**517**施設というところまで下がってきております。また、**10**ページには大阪府公衆浴場生活衛生同業組合員数を掲載しております。平成**30**年度末では、**373**施設です。

高尾会長

残念なことですが、施設数は年々減少しています。標準公衆浴場数の選定は、実際の分布に併せ、全体から抽出する方針は同じでもいいですが、前回の平成**24**年からの施設数の減少を考えると、選定する数を減らしてもいいのではないかと考えています。平成**24**年は**455**施設から**70**施設を選んでいるので。平成**29**年は**278**施設ですから、同じ比率で考えると、何施設になりますか。

事務局

平成**24**年は、**455**施設から**70**施設選定しましたので、基礎調査施設

数の**15%**選定しています。平成**29**年施設は、**278**施設ですので、この**15%**を選定した場合、**43**施設となります。

高尾会長 個人と法人合わせて**43**施設ですね。調査数として、十分と思いますがいかがでしょうか？

見鳥委員 **278**施設のうち、**70**施設を選定すると何割になるのでしょうか。

事務局 **25%**です。

見鳥委員 統計的にはどうなのでしょう。

菅田委員 数が多いほうが正確なデータになると思います。コストがかからなければ…。

高尾会長 経営状況調査となると、青色申告を含めたデータを改めて集めますので、事業者へ負担をかけることとなり、また事務局でのチェックも大変な手間となることから、私は**43**施設あれば、調査数として十分と考えています。

事務局 参考に、東京都の経営状況調査数は**40**施設でした。

見鳥委員 何割くらいでしたか。

高尾会長 同じくらいの比率だったと思います。大阪の母数は東京より若干多い程度でした。

松永委員 経営者の目線だと、正確性という観点から言えば、やはり母数が多いほうがよいと思います。経営状況をきちんとつかんでいただき、必要性があるものであれば、行政の目が行き届くように想定していただきたいので、私は母数が多いほうに賛成です。

高尾会長 全体が減っているので、同じ比率で母集団から**15%**選ぶと、今回は**43**施設になる。比率を減らしてはならず、母集団が減っていたということですね。

川人委員 278 施設に 15% をかけたら 41 施設ではないですか。

事務局 41.7 ですので、42 施設ですね。

川人委員 平成 24 年の 70/455 は、きっちり 15% になりますか。

事務局 きっちり 15% とはならず、70/455 の割合に 278 施設をかけると 43 施設となります。

川人委員 統計的に問題ないのであれば、施設数を減らしてもいいかと思いません。

高尾会長 皆様、どうでしょうか。

菅田成員 母数が大きければ 15% で良いと思いますが、278 施設のうち 15% だと、どうでしょうか。

高尾会長 従来の比率と変えず、機械的に同じ比率としましたが、少ないと思われませんか。

松永委員 色々な事情を網羅できるかを考えると、やはり母数が多いほうが、正確に数をつかめるのではないのでしょうか。施設数推移の資料を見てびっくりしましたが、平成 29 年が 579 施設で平成 30 年が 517 施設と、1 割以上減っていますね。やはり、銭湯を大切にしていこうということを、真剣に考えていかなければならない減少数かと思いました。それを考えますと、もう少し丁寧な調査や論議が必要だなと思わざるを得ないのですが。

高尾会長 抽出率を母集団の 15% から 20% に引き上げると、対象は何施設になりますか。

事務局 55.6 施設です。

高尾会長 特に根拠があるわけではありませんが、母集団が減っているので、比率を上げるということではいかがでしょうか。前回調査が 70 施設ということで、サンプル数としては減るのですが。

宮前委員 先生方のお話をお聞きすると、数が多いほうが正確ということですね。

松永委員 地域性もありますし、十把一絡げにというわけには。

高尾会長 割合はよろしいでしょうか。従来から、割合に応じて施設を選んでおりますが、今回は**20%**で**56**施設となります。

宮前委員 前は**70**施設でしたね。

事務局 平成**18**年からは**70**施設を対象としており、平成**24**年における**70**施設は比率として**15%**でした。

高尾会長 **15%**が先行していたのではなく、従来は**70**施設を対象としていたのですね。やはり、全体数も減っていますし、対象数を少し減らしましょう。施設と事務局の両方のご負担もありますので。ただし、比率を少し上げ、**20%**でよろしいでしょうか。そうしますと個人・法人を同じ比率で分けなければならないですね。**278**施設から**56**施設選定し、母団体の比率に応じて個人・法人を割り振るということでよろしいでしょうか。

<反対意見なし>

高尾会長 では、そのようにさせていただきます。ありがとうございました。それでは最後の議案「今後の審議会の進め方」に移ります。消費税分となる**10**円の値上げについて、その判断基礎となる調査選定数は**56**施設とすることが本日決まりました。この内容に沿って、これから経営状況調査を行っていくこととなりますが、今後の審議の進め方について、事務局から何か提案はありますか。

事務局 これから、今回資料で算出しております**17**ページのデータについて標準公衆浴場**56**施設のうち個人経営が**44**施設、法人経営が**12**施設に対する経営状況調査を行い、確認したいと思います。その結果につきましては、経営や管理会計等、専門的知識を中心にする事から、学識経験者の方々に、一定、解析・検討をお願いしたいと考えており、学識経

験者による小委員会の設置をお願いしたいと存じます。

また、小委員会で確認いただきました結果と、本日いただきましたご意見をとりまとめまして、第2回審議会で答申案をご審議いただくながれで考えております。

高尾会長

只今、事務局からの説明がありましたが、経営状況調査の確認については、会計学上の知識等を要することが中心ですので、学識経験者、つまり1号委員による小委員会を設置し、この小委員会で調査結果の確認を行い、委員の皆様は次回審議会の場で報告させていただきますが、いかがでしょうか。

<反対意見なし>

高尾会長

ご賛同をいただきましたので、小委員会を設置することとし、その委員には、1号委員の皆様をお願いすることにしたいと思います。ではよろしく願いいたします。

経営状況調査について、浴場組合の皆様には、標準浴場として選定された56施設の営業事業者の皆様からの必要な資料提供等、ご協力いただきますようよろしくお願いいたします。これで予定しておりました議題については、全て終了したわけではありますが、他にご意見等ございませんか。

中村委員

生活衛生同業組合員数は今**373**ですが、やはり廃業されている分だけ減っているのですか。

宮前委員

そうです、多いですね。廃業分は大体**40**軒位です。

中村委員

全部で**517**軒ありますが、その差は組合に入られていないということですね。

高尾会長

入られていない方はこの物価統制外で、自由に料金を設定しているということですか。

事務局

いえ、一般公衆浴場として許可をしている公衆浴場については、必ずこの物価統制令がかかります。

宮前委員 組合員数は、組合に入っておられる方という意味です。

高尾会長 そうですね。他にご意見等ございますか。

<意見なし>

高尾会長 これをもって本日の審議を終わります。では、事務局に進行をお返しします。

事務局 高尾会長ありがとうございました。各員の皆様には、長時間にわたってのご審議を賜り、ありがとうございました。では、閉会にあたり、環境衛生課 木村課長よりご挨拶申し上げます。

木村課長 本日は、長時間にわたりご審議ありがとうございました。皆様から、今回の審議会は、大人料金を10月1日から10円値上げることの妥当性を審議していただくのご意見を頂きました。その為には、9月初旬には答申を頂きたいと考えおります。非常にタイトなスケジュールではございますが、今後ともよろしくお願い致します。本日はありがとうございました。

事務局 以上をもちまして、閉会とさせていただきます。次回、小委員会ならびに第2回審議会の日程等につきましては、改めて調整をさせていただきます。本日はありがとうございました。